

平成 25 年

年末調整に関連する改正点

今年も年末調整の時期を迎えます。本年分(平成 25 年分)の年末調整から適用される改正点は、次のとおりです。

1. 復興特別所得税の創設

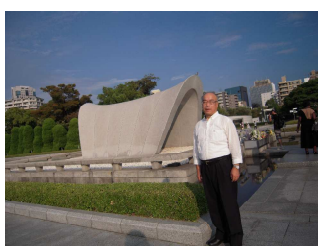
復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間続きます。これは、通常源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額です。通常源泉徴収額を計算して、1.021 倍しますが、差引課税所得金額は、1,000 円未満切捨て、最後の年調年税額が 100 円未満切捨てになります。

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除額に上限が設定されました。年間給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額、一律 245 万円限度となります。

3. 源泉徴収関係書類の保存期間の法令化

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等は、本来は納税地の所轄税務署長に提出ですが、便宜上給与等の支払者が保存する(国税庁通達)取扱となっていました。そのことが法令化されました。保存期間は、その申告書の提出期限の属する年の翌年 1 月 10 日から 7 年間です。



広島平和記念公園の慰霊碑です。この慰霊碑のなかには、“安らかに眠ってください。過ちは繰返しませぬから”と刻まれています。

《編集後記》

10 月は、いつも“日税連の公開研究討論会”で、各地域会を回っています。今年は広島でした。まだまだ気温 27 度近くあり、北海道とは 10 度も差があるなか、広島原爆ドーム、平和記念資料館、厳島神社、広島城、広島県美術館を見てきました。(もちろん、研修も受けて来ました。)一度は見ておかなければならない場所ですね。原爆の投下、どうして広島なのか、それを見ていくと、全ての日本人が、このことを受け止めて進まなければいけないと思います。平和憲法がいいですね。なにか日本の方向性に疑問を感じるこの頃ですが、改めて平和を感じた 10 月でした。

小さな会社の経営の心から

幹部、管理職へ送り続けるメッセージ

先月から引き続き、“小さな会社の経営の心”から

1. スピードこそ小さな会社の生命線

素早い行動は、たとえ間違っていたとしても素早く修正できる。しかしながら、遅れた行動は一度間違えらるとなかなか修正できないものである。

今や企業は、スピードとの競争である。

ユーザーが必要としている時までに開発が間に合わなかったり、修理が間に合わなければ信頼を失い、競争に負ける。

スピードのある仕事はコストも安く、ダラダラとした仕事はコストも高くつく。

仕事には必ず“期限”をつけ、“具体的な達成計画”を立てて“期限内にスピーディ”に完成すること。

これこそが、小さな会社の存在価値をかけた生命線であることを今一度想起こしたい。

2. 当たり前のことを当たり前にする

「当たり前のことを当たり前にする」ことは、口で言うほど簡単ではない。これは、本業に汗を流すことだと考える。苦しい努力をして売上を伸ばし、生産性を上げることによってコストを下げることである。利益はそれについてくる。

売上を伸ばす方法は 2 つある。

1 つは、「現在掘っている山の鉱脈を更に深く、また左右へと掘り進めること」であり、今 1 つは「現在掘っている山の隣の山に新しい鉱脈を見つける努力をすること」である。

原価を下げる道はただ 1 つ、生産性を上げることである。コストの大部分が人件費の会社では、同じ人が今日一日少しでも多くの仕事をこなしてその成果を出すことである。

頭の良い人は、とかく単純なことを複雑に考えすぎる傾向があるが、それは本当に頭が良いのではない。原理・原則を自分の頭の座標軸にしっかり持って、あとは実行あるのみ。

自分の仕事を真面目に考え、真面目に取り組み、汗を流す人を神が見放すはずがない。そういう人を天は必ず救うと信じる。

日本政策金融公庫 (H25.10.9 現在)

普通貸付金利 1.45～3.65%

経営改善貸付 特利 F1.60%